

■原動機付自転車及び小型特殊自動車の手続きに必要なもの一覧

すべての手続きに必要なもの		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 届出者の本人確認書類(運転免許証等)※業者は除く ○ 登録する方が山口市に住民登録が無い場合、免許証の写し(住民票住所の明記があるものに限る)又は、住民票の写し ○ 申告書及び譲渡証明書などについては、原則、押印不要。ただし、法人又は法人以外で本人が手書きしない場合、記名・押印が必要 ○ 第一種 一般原付(総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kW以下)と特定小型原動機付自転車の場合、要件に該当することを証明する資料 		
事由	必要なもの	申告書
【購入】 販売店から購入した場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 販売証明書(販売店の記名、押印のあるもの) ※古物商の免許を取得している個人業者が署名又は記名・押印してある販売証明書の場合、古物商の免許証コピー又は古物商許可番号の記載(屋号の角印があれば省略可) 	ブルー
【譲渡】 廃車済(ナンバー返納済)の車両を譲渡された場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 譲渡証明書 (<前所有者が亡くなっている場合>代わりに、 □ 相続人申立書 ※届出者が死亡時同一世帯の相続人の場合は不要) ○ 廃車を証明する書類 	ブルー
【市外廃車+譲渡】 他市町村ナンバーの付いた車両を譲渡された場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ ナンバープレート(無い場合受付不可) ○ 車名・車台番号が確認できる書類 (標識交付証明書、自賠責保険証、納税通知書) ○ 譲渡証明書 	ピンク + ブルー
他市町村からの転入(同所有者での住所変更に伴う新ナンバー取得)の場合	【転入】 他市町村ナンバー返納済の場合 ○ 廃車を証明する書類	ブルー
	【市外廃車+転入】 他市町村ナンバーが付いている場合 ○ ナンバープレート ○ 車名・車台番号が確認できる書類 (標識交付証明書、自賠責保険証、納税通知書)	ピンク + ブルー
【名義変更】 山口市ナンバーの付いた車両を市内譲渡する場合 ※ナンバープレート継承	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車名・車台番号が確認できる書類 (標識交付証明書、自賠責保険証、納税通知書) ○ 譲渡証明書 (<前所有者が亡くなっている場合>代わりに、 □ 相続人申立書 ※届出者が死亡時同一世帯の相続人の場合は不要) 	ブルー
【名義変更】 山口市ナンバーの付いた車両を市内譲渡する場合 ※ナンバープレート変更	<ul style="list-style-type: none"> ○ ナンバープレート ○ 車名・車台番号が確認できる書類 (標識交付証明書、自賠責保険証、納税通知書) ○ 譲渡証明書 (<前所有者が亡くなっている場合>代わりに、 □ 相続人申立書 ※届出者が死亡時同一世帯の相続人の場合は不要) 	ピンク + ブルー

【問い合わせ先・手続き場所】

山口市役所 税務管理室
〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号
TEL083-934-2734

・各総合支所(山口、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東)
・各地域交流センター(仁保、小鱈、大内、宮野、吉敷、平川、大歳、陶、
鑄銭司、名田島、二島、嘉川、佐山)
・各分館(島地、串、八坂、柚野、篠生、生雲、地福、嘉年)
・大海総合センター

すべての手続きに必要なもの

- 届出者の本人確認書類(運転免許証等)※業者は除く
- 登録する方が山口市に住民登録が無い場合、免許証の写し(住民票住所の明記があるものに限る)又は、住民票の写し
- 申告書及び譲渡証明書などについては、原則、押印不要。ただし、法人又は法人以外で本人が手書きしない場合、記名・押印が必要
- 第一種 一般原付(総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kW以下)と特定小型原動機付自転車の場合、要件に該当することを証明する資料

事由	必要なもの	申告書
【廃車】 車両を廃車(スクラップ)、市外の人に譲渡、市外転出、盗難・紛失した場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ ナンバープレート ○ 車名・車台番号が確認できる書類 (標識交付証明書、自賠責保険証、納税通知書) (所有者が亡くなっている場合)代わりに、 <ul style="list-style-type: none"> □ 相続人申立書 ※届出者が死亡時同一世帯の相続人の場合は不要 <盗難の場合>下記の記入が必要 <ul style="list-style-type: none"> □ 盗難届出年月日 □ 被害年月日 □ 届出警察署 □ 受理番号 	ピンク
【車台変更】 ナンバーを変更せずに車台のみを変更する場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新・旧車両の車名・車台番号が確認できる書類 <新車両が購入の場合> <ul style="list-style-type: none"> □ 販売証明書 <新車両が譲渡の場合> <ul style="list-style-type: none"> □ 廃車が確認できる書類 □ 譲渡証明書 	ブルー
【標識変更】 ナンバー破損・紛失等のため、再交付を受ける場合、特定小型原付でR5.7.1以降に新標識へ交換する場合 ※弁償金が発生する場合、総合支所以外では受付不可	<ul style="list-style-type: none"> ○ ナンバープレート ○ 車名・車台番号が確認できる書類 (標識交付証明書、自賠責保険証、納税通知書) ○ 弁償金 100円 	ピンク + ブルー
【排気量変更】 改造等により排気量を変更した場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車名・車台番号が確認できる書類 (標識交付証明書、自賠責保険証、納税通知書) ○ ナンバープレート ○ <業者が改造した場合> <ul style="list-style-type: none"> □ 業者が発行した排気量変更証明書(任意様式)又は排気量等変更届出書 <自分で改造した場合> <ul style="list-style-type: none"> □ 排気量等変更届出書 □ 改造前後の写真 □ 購入した部品の排気量等が記載された説明書 □ 部品を購入した領収書や宅配便受取書、保証書など 	ピンク + ブルー
【再交付】 標識交付証明書又は廃車申告受付書(自賠責用のみ)の再交付を受ける場合	※届出者はいずれも本人又は本人と住民票上同一世帯の親族であること(それ以外は委任状が必要)	再交付申請書

【問い合わせ先・手続き場所】

山口市役所 税務管理室
 〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号
 TEL083-934-2734

- ・各総合支所(山口、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東)
- ・各地域交流センター(仁保、小鱈、大内、宮野、吉敷、平川、大歳、陶、鑄銭司、名田島、二島、嘉川、佐山)
- ・各分館(島地、串、八坂、柚野、篠生、生雲、地福、嘉年)
- ・大海総合センター